

河川敷中央公園愛称募集要項

1. 趣旨

入間川の河川敷中央公園内において、令和2年度末にこどものあそび施設（大型複合遊具や乳幼児向けの遊具）や民間飲食施設（カフェ）のオープンが予定されており、狭山の新しい賑わいのスポットとして多くの人々に愛されるエリアとなるよう、親しみやすく、愛着の湧く公園の「愛称」を募集するものです

2. 募集期間

令和2年9月18日（金）から令和2年10月16日（金）まで

3. 応募資格

どなたでも応募できます

4. 整備のコンセプト

①整備テーマ

「入間川の自然の景観美を活かしたサードプレイス※の創出」

※自宅や職場を離れ、個人でまたは家族や仲間であそぶことができる、心地のよい第3の居場所のこと

②整備の方向性

ア) 良好な景観の形成

・入間川の景観と、富士山の眺望を活かした施設整備を行い、誰もが親しみを持てる空間づくりを目指します。

イ) にぎわい空間の創造と観光拠点機能の充実

・にぎわいの場として、大型遊具などの魅力ある施設を整備し、広域から子どもたちが集まる遊び場を目指します。

・駐車場や自転車駐車場などを整備し、観光拠点機能の充実を図ります。

ウ) 官民連携による魅力の向上

・対象地の魅力をさらに高め、世代を問わず訪れる人の憩いの場となるよう、民間の飲食施設の導入を図ります。

5. 応募作品に係る留意事項

- ・ 入間川河川敷の魅力を分かりやすく表現したもの
- ・ 水辺と地域をつなぐ拠点として相応しいもの
- ・ 難読な文字を使用せず、子どもたちにも分かりやすく表現されたもの
- ・ 応募作品は自作で未発表のものとしします

6. 応募方法

電子申請システムまたは応募用紙に必要事項を記入の上、商業観光課まで持参、または郵送かメールに添付の上ご応募ください。なお、応募用紙1枚につき愛称1点の応募としてください（同一人の応募は2点までとしします）
また、応募用紙は、市役所商業観光課の窓口、各地区センターのほか、市のホームページからダウンロードできます。

7. 選定方法

狭山市入間川河川敷利用調整協議会のメンバーにより組織する選定委員会において、候補となる愛称を複数選定し、その後、市内小学生の投票により1点を決定します。

8. 結果発表

市ホームページで結果を発表するとともに、採用作品の応募者1名に図書カード1万円分を贈呈します。なお、採用作品が重複した場合は抽選とさせていただきます、抽選から外れた方には市から粗品を提供します。

9. 応募作品の取り扱い

- ・ 応募作品は、必要に応じて組み合わせたり、一部補正を行う場合があります。
- ・ 採用作品に関する著作権（著作権法27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、狭山市に帰属します。また、応募者は採用作品に対し著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととしします。
- ・ 応募者は採用作品を狭山市が商標出願及び登録を行った場合、これを認めるものとしします。また、応募者は採用作品を商標出願しないこととしします。
- ・ 応募作品は返却できません。
- ・ 応募に係る費用は応募者の負担としします。
- ・ 応募者の個人情報については、厳正に管理し、他の目的には一切使用しません。また、使用後は破棄します、但し、採用者については、採用作品とともに、氏名を市ホームページなどで公表させていただきます。